

# 西原町平和月間

（戦争の記憶を次世代に繋げる）

関連記事（9ページ）



# 児童手当の制度が一部変更になります



## 1. 現況届の提出が不要になります（一部除く）

これまで児童手当を受給している方は、「現況届」の提出が必要でしたが、法令改正により令和4年6月以降は下記に該当する方を除き現況届の提出が不要になります。

令和4年度から毎年6月1日現在の受給者の状況を住民基本台帳等で確認します。

### 現況届の提出が必要な方

※例年通り現況届を送付しますので、提出をお願いします。

- ① 法人である未成年後見人、施設・里親の児童手当受給者
- ② 配偶者と離婚協議中である方
- ③ DV避難者で、住民票の住所地が西原町ではない方
- ④ 戸籍や住民票への記載がない児童を養育している方
- ⑤ その他 状況の確認が必要な方

以上の①～④に該当する方で、現況届が届いていない場合は、お問い合わせください。

### 注意事項！

- 現況届の提出が不要な方でも、住民基本台帳等を確認後、所得申告や受給者変更の案内をする場合があります。
- 令和2年度・令和3年度の現況届が未提出のため一時差止中の方は、当該年度の現況届の提出が必要です。

## 2. 所得が上限額以上の方は、特例給付が受けられなくなります

法令改正により、令和4年10月支給分（6～9月分）から、児童養育している方の所得が下記の表の「②所得上限限度額」以上の場合、手当等は支給されません。

### 所得制限限度額、所得上限限度額について

扶養親族等の数	①所得制限限度額 ※限度額以上なら、児童一人につき 月5,000円支給		②所得上限限度額 ※限度額以上なら、支給なし	
	所得額	収入額の目安	所得額	収入額の目安
0人	622万円	833.3万円	858万円	1,071万円
1人	660万円	875.6万円	896万円	1,124万円
2人	698万円	917.8万円	934万円	1,162万円
3人	736万円	960万円	972万円	1,200万円
4人	774万円	1,002万円	1,010万円	1,238万円

- 児童手当等が支給されなくなった後に所得が②を下回った場合、改めて認定請求書の提出等が必要となります。
- 扶養親族等の数に応じて、限度額は1人につき38万円、老人扶養親族の場合44万円を加算した額となります。

【お問い合わせ】 こども課 子育て支援係 ☎098-945-5311

## 「マイナンバーカード」のお知らせ

- マイナンバーカード申請状況（4月30日時点）  
申請件数：12,889件 人 □：35,660人
- ノベルティをプレゼント（先着550名）！  
マイナンバーカードの受領で来庁された方へ、ノベルティ（クリアファイル・マイナンバーカードケース等）をプレゼントします。
- 6月・7月の休日・夜間交付窓口開設のお知らせ（要予約）  
平日・日中の受け取りが難しい方は、ご利用ください。  
6月 ⇒ 12（日）9：00～13：00・14（火）&16（木）17：30～19：30  
7月 ⇒ 9（土）9：00～13：00・12（火）&14（木）17：30～19：30

マイナンバーカードは、申請から受け取りまで約50日を要します。



【お問い合わせ】 町民課 住民年金係 ☎098-945-5012

## FC琉球 西原町民デー

西原町に在住・在勤・在学の方  
先着500名様ご招待



6.11 (SAT)  
18:30

西原町民 DAY  
お申込みはこちら

2022 シーズン第 21 節 V・ファーレン長崎戦で西原町民デーが開催されます。プロの試合を無料で観戦できるチャンスとなっております。ぜひスタジアムへ足を運んでいただき、熱い応援をしましょう！

※試合観戦するには WEB での事前申し込みが必要です。  
※内容が一部変更となる可能性がございます。

【お問い合わせ】  
FC琉球 チケット担当  
☎098-987-1913

